

社会福祉法人 岩手愛児会「次世代育成支援行動計画」

当法人では、次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を整備することによって、職員がその能力を十分に発揮できるよう職場環境の改善を図るため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日

2 行動目標

(1) 育児をしている職員を対象とする取り組み

ア 男性職員も育児休業が取得可能であることをパンフレット等で周知する。

イ 育児休業後、職場復帰しやすいよう希望者には業務関連の会議・研修等に参加できるような支援を行う

(2) 女子職員を対象とする取り組み

ア 育児休業、育児休業給付及び産前産後休業等の諸制度についてパンフレット等で周知する。

(3) 小中高校生の子供を持つ職員を対象とする取り組み

ア 子どもが職員の働いているところを見学する「子ども参観日」の実施